

事業承継補助金〈新型コロナウイルス感染症対応〉に対するQ&A

【申請時】

Q1：対象者として事業承継の実行が5年以内とあるが、5年を過ぎた場合にペナルティはあるのですか？

A1：当初の計画で5年以内であれば可。計画変更で承継実行が、5年を超過した場合であってもペナルティはありません。

Q2：事業承継計画書について、記入例のようにすべての項目について記入する必要があるのですか？

A2：中小企業庁制定の様式を使用する場合、全ての項目を記入する必要はありません。実行に際して必要な項目の記入でも結構です。また、事業承継計画の様式は任意でもかまいません。

※事業承継実行のための専門家謝金であることの裏付けが必要となります。

Q3：グループ会社の事業承継について、それぞれ一事業者として補助金の対象になるのですか？

A3：法人として別であるので、それぞれの会社が補助金の対象となります。

Q4：申請にあたり、収支計画書（第1号様式の3）のほかに見積書が必要ですか？

A4：必要となります。

Q5：別々の専門家（税理士と司法書士等）へ依頼する場合、申請はどのようにしたら良いですか？

A5：専門家の窓口を一つにしてもらえる場合は、代表する専門家で申請してください。その場合、別の専門家の謝金は代表する専門家の外注扱いとします。また、外注扱いとした専門家の見積書も提出していただきます。窓口を一緒にできない場合は、それぞれの専門家からの別々の申請となります。但し、補助金は合計で1事業者あたり25万円以内となります。

Q6：経費（専門家への謝金）の内容について、事業承継計画の策定やコンサルタント料（着手金含む）は該当しますか？

A6：事業承継計画の策定費用については、申請時点での必要書類であるため該当しません。但し、特例事業承継税制における事業承継計画の策定は、補助金の対象とします。また、コンサルタント料（着手金等含む）については該当しません。（例示にあるような、具体的な事業承継の実行が該当します。）

(令和2年7月31日現在)

Q7：顧問税理士より、見積書、請求書の宛先が法人と個人それぞれ別になると言われました。その場合、どうすればよいのでしょうか？

A7：交付申請、実績報告は法人でお願いします。添付頂く専門家から法人、個人あての見積書、請求書の合計金額が収支計画書（第1号様式の3）、収支精算書（第6号様式の3）の合計金額欄と一致することとします。

【事業の実施】

Q8：事業者との契約日が、交付決定通知書の日付の前になってもいいですか？

A8：交付決定日より前に着手した経費、完了予定日以降に実施・支払いをした経費は、補助対象になりません。従って、補助対象になるためには、契約日が交付決定日より後でなければなりません。

【補助金の交付】

Q9：最終的な補助金の受取りは、どのようになるのですか？

A9：以下の順で手続きが進みます。

- ①外部専門家支援完了後、外部専門家が作成した資料を添付し実績報告（第6号様式、第6号様式の2、第6号様式の3）を提出頂きます。
- ②当機構で審査後、交付確定通知書を申請者と外部専門家に送付します。
- ③交付確定通知書が届きましたら申請者より外部専門家へ補助金を除いた経費をお支払い頂き、外部専門家は申請者の振込受取書、払込取扱票等の写しを添付して請求書（第7号様式）を当機構へ提出頂きます。
- ④当機構は請求書を確認し、外部専門家へ補助金を振込みます。